

- 議会会期を長くし、審議が尽きるまで時間を確保する。

#### 参考

東大阪市

平成31年 3月定例会

3月1日 **本会議**

報告第1号から議案第42号 一括議題

議案第17号から議案第24号（30年度補正予算分） 委員会付託

3月4日 常任委員会（総務）付託された2案件を審議

3月4日 常任委員会（建設水道）付議事件（市民からの訴え）を審議

3月5日 常任委員会（建設水道）付託された4案件を審議

3月6日 常任委員会（建設水道）付託された4案件を審議 午後3時5分散会

3月6日 **本会議** 午後3時45分開議

付託案件採決

議案第42号から議案第50号 一括議題

3月11日 **本会議** 質疑・質問

3月12日 **本会議** 質疑・質問

3月13日 **本会議** 質疑・質問

議案第51号 議題（補正修正）採決

委員会付託

3月22日 常任委員会（総務）付託された10案件を審議

3月25日 常任委員会（総務）付託された10案件を審議

3月26日 常任委員会（総務）付託された10案件を審議

3月28日 常任委員会（総務）付託された10案件を審議 午後2時10分閉会

3月20日 常任委員会（建設水道）付託された12案件を審議

3月22日 常任委員会（建設水道）付託された12案件を審議

3月25日 常任委員会（建設水道）付託された12案件を審議

3月26日 常任委員会（建設水道）付託された12案件を審議

3月28日 常任委員会（建設水道）付託された12案件を審議 午後2時3分閉会

3月28日 **本会議** 午後4時49分開議

委員長報告 省略

討論

付託案件採決

平成31年3月28日午後6時43分閉会

委員会の審議では、委員の質疑順序はなく繰り返し行われている。

#### 一事件一議案の原則

会議において案件は一件ずつ議題として取り上げ審議すべきとする原則。複数の案件を同時に議題とすると混乱して秩序をもった審議ができなくなるためである。

中島正郎著

『最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説 増補版』 ぎょうせい

#### ロバート議法（議会運営の古典的メソッド）

議題を明確にし、1つの議題を決議してから次の議題を議論する。2つ以上の議題を同時に議論しない。



■ 議会からの監査委員の選任等、他審議会の委員選任の見直し。

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申

平成28年3月16日 総理大臣宛 地方制度調査会

議選監査委員のあり方

議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。

上記の答申を踏まえ、地方自治法第196条では、議員のうちから監査委員を選任することとされていたが平成29年6月9日、同法の改正が行われ、条例で定めることにより、「議員のうちから監査委員を選任しないことができる」ものとされた。

大阪府

監査制度の充実強化を趣旨とする地方自治法の一部改正が行われ、その一部が平成30年4月1日から施行される。その主な内容は、監査委員を議員から選任することを必須としないことや監査専門委員を創設することである。

この改正趣旨を踏まえ、このうち、**監査委員と議会のチェック機能における役割分担を純化**すべく、議員のうちから監査委員を選任しないこととするものである。すなわち、いわゆる議選監査委員は、府政に精通した選良としての優れた識見で府の監査に一定の役割を果たしているが、**監査の独立性を担保するためには、できる限り外部の人材を登用すべきとの観点**から、このたびの法改正を機に、議員のうちから監査委員を選任しないこととするものである。

あわせて、その枠を活用し、監査委員のうち少なくとも1人を、広く府民等から公募することにより、選任要件に適した人材を選任することができるとするものである。

大津市

議員選出の監査委員の廃止（平成30年4月）

以下 議員NAVI 引用

清水克士（大津市議会局次長）「議会改革」

**大津市**議会局次長の清水です。私は、自治体職員の立場からお話したい。執行部にいたとき、監査委員と対峙（たいじ）する実地監査は、真剣勝負の場であった。ところが、議会局に来て実地監査の印象は一変した。代表監査委員や識見監査委員は、隣にいる議選監査委員に付度（そんたく）して、いかにも質問しづらそうであり、議選監査委員も自らを監査することになるので、天に唾（つよ）するような感じの微妙な空気となるからだ。それが、制度的に無理があるからではないかと感じたきっかけである。私が議会局に来てから、議選監査委員が議会のために具体的に役に立ったことがあるかと問われれば、少なくとも大津市議会では皆無である。

私的にはともかく、公的に立法論を語ることは学者や官僚の仕事であり、地方現場の職員が語る意味はないと思っているので、議選監査委員の選任が法で義務付けられているなら仕方がない。しかし、法改正がなされて、議選監査委員制度の存廃を地方で決められるようになったのなら、そのときは廃止するしかないと個人的に思っていた。それで改正自治法が成立したとき、少なくとも施行日までに大津市議会として結論を出すべきだと、最大会派の幹事長に打診したら、「あなたはと思うのか」と聞かれた。当然、制度論からいえば廃止するしかないと伝えたが、制度論の観点から議会運営委員会で議論するのは難しいといわれたこともあり、大津市議会としては制度を継続することのメリットやデメリットの観点から議論された。



だが、ここでは、私の個人的な考えを述べたい。

制度論と機能論は並列で語られがちであるが、そもそもは制度論の観点から議論し、制度存続が許容されると結論付けてから、機能論の議論に移るべきである。機能論は内部の論理であり視点である。しかし、議論は、最終的には市民の利益になるという前提はありながらも、実際には議会内のメリットやデメリットの話に終始してしまう。国においては、権力は必ず暴走するということを大前提に三権分立でお互いにけん制する仕組みになっており、地方においても二代表制により執行機関と議事機関を完全に独立させることで、互いにけん制する制度となっている。ところが、その独立性の例外をつくるという、そもそもの制度論で問題を抱えるような制度なら、議会内部のメリットやデメリットの話ではないのではないだろうか。

ある勉強会で、現職の衆議院法制局の方にお会いする機会があった。その際に、議選監査委員制度についての個人的見解を聞いた。「今、新たな制度として議選監査委員制度が議員から提案されたら、あなたは認めますか？」と聞いたところ、「それは難しい」と答えられた。制度的に無理があるため、今だったら認められないと。もちろん役所内部の法制審査の場でも認められないだろう。現状、合法化されているから、制度としては存在しているが、もし今、**執行部が、監督者と被監督者が被るような制度設計の提案をしてきた場合、議会は素直に認めるだろうか。いくらメリットを主張されても、何を勝手な提案してくるのだという議論になるだろう。**

**議選監査委員制度の根源的な問題点は、二代表制の理念に反するということである。議事機関の構成員でありながら、執行機関の特別職になるという制度設計は好ましくない。行政のシステムの中でも監督者と被監督者が被るような制度がいくつかあるのは承知しているが、制度の効果が減退するのは間違いない。**

政治的效果、いわゆる用心棒説への期待というのも問題点としてある。この説は平たくいうと、監査委員に議員を加えておけば、監査結果等について後々、一般質問等で仕返しされるかもしれないから言うことを聞かざるを得ないだろうという思惑に基づいているものだ。江戸の敵を長崎で討たせないようなことに期待した制度設計など、いかながものだろうか。また、実体験上も私が執行部にいたとき、実地監査で代表監査委員の指摘に対して強く反論したことがあるが、その場に議選監査委員がいようと、恐れをなして反論をやめようなどは、全く思わなかった。本当に議選監査委員を置くことに、そんな政治的效果があるのだろうか。

さらに大きな問題は、監査で得た情報の守秘義務との関係。議員本来のやるべき仕事が、事実上制限されるのはいかながものか。法的に決められているわけではないが、議選監査委員は、決算審議からは外され、一般質問もしないことが通例とされているところが多い。これでは本末転倒ではないか。議選監査委員になるために議員になった人はいないだろう。議員としての重要な権利を事実上制限する制度はおかしい。また、どこまで守秘義務の範囲と判断するかは、個人の資質に大きく依存する。他の議員からも、どこまでが監査で得た情報なのか見えないので厳密にチェックのしようもないが、何となく監査から聞いた情報を基にしているのではないかという疑念が生じる。そんなリスクを冒して、公正に監査情報を議会にフィードバックしようと思えるだろうか。個人の良心に依存するような制度設計は、普通はあり得ない。

大津市議会としては、機能論の観点から議論した。まずは、同志社大学の新川達郎教授を議員研修会に招聘（しょうへい）して、議員全員で監査のあり方についての認識を共有した。次に議選監査委員経験者にアンケートとヒアリングを行い、識見監査委員にもヒアリングをした。その結果、議選監査委員個人として得た情報を、議会の監視機能強化に生かすことは制度上困難であり、自治法上の独立性と専門性を担保する観点から、最終的には議選監査委員制度は廃止することとした。

さらにこれまでの議論の経緯から、議選監査委員が果たしてきた役割を踏まえて、議会と監査委員との情報共有の仕組みを考えていこうということになった。具体的には、監査情報の共有という意味で、これまでも決算常任委員会において代表監査委員から意見陳述をしてもらっていたが時間的にも短かったので、今後は質疑応答も含めて半日確保するなど、議事日程の観点から充実を図ることとした。定期監査結果は、市長には年2回報告されていたが、議会には書面が回ってくるだけだったので、全員協議会で定期監査結果の報告を受けることになった。さらに、議会の情報を監査にフィードバックするために、詳細な議事日程が決まった段階で監査事務局に伝え、監査委員にできるだけ委員会傍聴に来てもらいやすくするよう措置することにした。また、本会議と委員会の会



議録調整には通常3か月かかっていることから、初校の段階で内部情報として監査委員に渡すことによって、議会の議論を迅速に伝えることにした。

大津市議会としては、これらの措置をもって、議選監査委員制度に代えて議会の監視機能強化を図ることになったのである。

**廣瀬克哉**（法政大学教授） 議選監査委員制度には、制度的な変則性あるいは矛盾がある。議選監査委員は、執行機関の一員に議事機関の議員が加わって兼務するもの。この矛盾をどう評価するか。根本的には、監査委員を執行機関として設計したことにも問題がある。米国の GAO（会計検査院）や英国などの監査組織は、議会の機関として機能し、執行機関を監査している。その論点は制度の大手術になるので、ここではこれ以上触れない。

機能という点では、専門性を考慮して、議選監査委員以外であれば、公認会計士、税理士、弁護士、自治体職員 OB というメンバーが多い。こういった人たちが有する専門性は、自治体の監査として十分であるのかという論点がある。必要な要素をいくつかカバーしているとは思いますが、政策的な判断、当否を監査委員は求められないのか。議選監査委員は、議会の審議を常に行っているから、理念的に言えば政策判断をするという専門性を持っている。政策判断という専門性を、監査委員に求められる専門性としてどう評価するのか。議選監査委員となることで、議員が行政実務についての知見を得る貴重な研修機会となっている側面も否めないが、これは副次的な成果であり、本筋の議論ではないだろう。

では、そういった議選監査委員についての理念的な側面が監査委員の中で本当に機能しているのかということでは、大いに疑問がある。一定の役職のローテーションの中で、議長・副議長ともうひとつという位置付けでの三役。議会内部の役職ではないので、報酬という観点からそのような位置付けがなされているのだろう。報酬を見直すという議論もあるだろう。議会内名誉職、ローテーションの中に入ってしまった議選監査委員を存続させる意義が果たしてあるのか。

理念的な議論とするなら、監査・監視に、住民の視点をどう反映させるかを考えてみたい。自治体職員 OB は気持ちの上で住民のためにというモチベーションを持てるかもしれない。公認会計士、税理士、弁護士も理念的な視点は持てるが、どちらかといえば、それぞれの職務経験に基づく専門性の発揮が期待される。それに対して選挙で選ばれて議会の議員になっている人が監査委員に就くということは、もうひとつの期待される理念的役割として、住民代表による監査ということがあると思う。実態として、住民代表であるということのをどのように現実化するかということは、そう簡単なことではない。住民が選挙で選んだ議員の中から、常に監査委員の一定割合として議選監査委員が参加することを通しての、住民の関与のもとでの監査。この点もひとつの重要な論点になるのではないか。以上のようなことについて、これから議論していきたい。

## ■ 通年議会制度

今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申

平成21年6月16日 総理大臣宛 地方制度調査会

### 議会の招集と会期

議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地からは、議会運営のあり方についても、より弾力的な形態を考えていくことが求められる。

例えば、諸外国の地方議会においては、毎週定期的に会議を開催するなどの運営も行われている。

このようなこのような議会運営は、多様な人材が議会の議員として活動することを容易なものとするほか、住民にとっても傍聴の機会が拡大するなど、住民に身近な議会の実現に資するものと考えられる。我が国においても、特に、基礎自治体の議会においては、このような柔軟な議会運営を可能とする要請は高いものと考えられる。

今後一層住民に身近な議会を実現し、柔軟な議会運営を可能とする観点から、長期間の会期を設定してその中で必要に応じて会議を開く方式を採用することや、現行制度との関係や議会に関する他の諸規定との整合性に留意しつつ会期制を前提としない方式を可能とすることなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するよう必要な措置を講じていくべきである。この場合、議場への出席を求められる執行機関について、その職務遂行に支障が生じないように配慮すべきである。

このような方策を活用することを通じて、議会における議員同士の議論を行う機会を拡大させ、議会の審議の充実・活性化につなげていくべきである。

議会の招集権については、長のみではなく議長にも付与すべきとの意見もあったが、この点については、平成18年の地方自治法の一部改正により、議長の臨時会招集請求権が認められたところであり、この招集請求権の運用状況も見ながら、なお引き続き検討していくべきである。

上記の答申を踏まえ、地方自治法改正案に関する意見（平成23年12月15日）に基づき、地方自治法第102条の2（通年の会期）が追加された。

### 実施

三重県四日市市（平成23年5月）

滋賀県大津市（平成25年6月）

など。 別紙

### 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

議会の運営としては、会期を一定期間に定め、平日昼間に集中して会議等を開催する例が一般的である。平日の朝から夕方にかけて仕事に従事している勤労者が議員として活動することを容易にするため、例えば、夜間、休日等に議会を開催するなどの運用上の工夫を図ることが考えられる。

イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会  
② 市区町村分

| 都道府県名 | 市町村名  | 導入時期        | 会期の設定状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道   | 根室市   | H25. 9. 15  | 9月1日から8月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 北海道   | 福島町   | H21. 4. 1   | 4月1日から3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 北海道   | 利尻富士町 | H26. 3. 1   | 3月召集の日から翌年の召集日前日まで<br>(議員の任期満了の年における会期は、3月召集の日から9月末日及び11月召集の日から翌年の召集日前日まで)                                                                                                                                                                                                                                      |
| 北海道   | 豊浦町   | H22. 12. 20 | ・豊浦町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。<br>・豊浦町議会の定例会の招集時期を1月とする。ただし、議員の任期満了の年において、1月及び11月並びに議会の解散があった場合は、1月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月に招集する。<br>(会期は通年だが、1月何日から何日までという特定の日付は定めていない。)                                                                                                       |
| 北海道   | 白老町   | H20. 6. 1   | 1月1日から12月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 北海道   | 芽室町   | H25. 4. 1   | 5月1日から4月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 北海道   | 池田町   | H27. 1. 1   | ・池田町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。また、議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、前記の回数に、当該年中の議会の解散(議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日が翌年に属する場合を除く。)の回数を加えた数とする。<br>・池田町議会の定例会の会期は1月から12月とする。ただし、議員の任期満了の年においては、1月から4月及び5月から12月とし、議会の解散があった場合は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後の月から12月までとする。<br>(会期は通年だが、何月何日から何月何日までという特定の日付は定めていない。) |
| 岩手県   | 滝沢市   | H26. 1. 1   | ・定例会は、年1回とする。議員の任期満了に伴う一般選挙が行われた年の定例会の回数は、年2回とする。<br>・会期は、1月から12月までとする。議員の任期満了の年における会期は、1月から7月まで及び8月から12月までとする。                                                                                                                                                                                                 |
| 岩手県   | 紫波町   | H23. 1. 1   | ・定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。<br>・毎年1月にこれを招集するものとする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙がある年は、1月及び7月に招集する。                                                                                                                                                                                                    |
| 岩手県   | 矢巾町   | H26. 6. 1   | 1月4日から12月28日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 宮城県   | 登米市   | H27. 1. 1   | 1月から12月まで<br>(会期の設定は、要綱で定めている)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 宮城県   | 蔵王町   | H20. 12. 22 | 1月1日から12月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 宮城県   | 柴田町   | H25. 4. 1   | 4月から次の会期の前日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 宮城県   | 色麻町   | H27. 1. 1   | 1月5日から12月28日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 秋田県   | 東成瀬村  | H23. 6. 1   | 1月(招集された日)から議決した日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 福島県   | 只見町   | H23. 3. 8   | 当年3月会議の開会日から翌年3月会議開会の前日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 福島県   | 会津美里町 | H28. 1. 1   | 1月から12月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 千葉県   | 長生村   | H22. 1. 1   | 1月から翌年の招集日前日までとする。議員の任期満了の年は1月から5月及び5月から翌年の招集日前日までとし、議会の解散があった場合は1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日の属する月から翌年の招集日前日までとする。                                                                                                                                                                                       |
| 千葉県   | 大多喜町  | H25. 3. 26  | 原則1月から翌年の招集予定日の前日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 東京都   | 文京区   | H26. 5. 1   | 5月から翌年4月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 東京都   | 青梅市   | H27. 5. 1   | 招集議会(5月)から4月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 神奈川県  | 相模原市  | H25. 12. 24 | 平成28年1月13日から平成28年12月21日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 神奈川県  | 寒川町   | H24. 4. 1   | 1月から同年12月まで<br>(議員の任期満了の年における会期は、1月から同年2月及び同年3月から同年12月まで)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 神奈川県  | 開成町   | H22. 1. 1   | 平成28年1月1日から平成28年12月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 石川県   | 金沢市   | H26. 3. 24  | 定例会の会期は、6月から翌年の3月までとする。ただし、議員の任期満了の日の属する年においては、5月から翌年の3月までとする。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 石川県   | 白山市   | H25. 9. 1   | 3月から翌年2月までとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 石川県   | 内灘町   | H27. 12. 17 | 5月から翌年4月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 都道府県名 | 市町村名  | 導入時期       | 会期の設定状況                                                           |
|-------|-------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 長野県   | 信濃町   | H25. 1. 1  | 平成28年1月12日から平成28年12月21日まで                                         |
| 長野県   | 小布施町  | H22. 3. 23 | 3月から翌年の2月まで                                                       |
| 長野県   | 軽井沢町  | H23. 1. 1  | ・1月に招集し、会期を決定する。<br>・議会の任期満了又は議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、選挙後招集時に会期を決定する。 |
| 愛知県   | 豊明市   | H24. 4. 1  | 5月から翌年4月末までの間に定める。                                                |
| 三重県   | 四日市市  | H23. 5. 1  | 平成27年5月18日から平成28年4月28日まで                                          |
| 滋賀県   | 大津市   | H25. 5. 17 | 毎年5月から翌年4月末まで                                                     |
| 京都府   | 京都市   | H26. 3. 3  | 4月26日から3月24日まで                                                    |
| 京都府   | 精華町   | H27. 9. 1  | 4月8日から3月29日まで                                                     |
| 大阪府   | 枚方市   | H27. 5. 1  | 平成27年5月19日から平成28年4月28日まで                                          |
| 大阪府   | 大東市   | H26. 4. 1  | 平成28年5月18日から平成29年3月24日まで                                          |
| 大阪府   | 大阪狭山市 | H25. 4. 1  | 開会は毎年とし、閉会については招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める             |
| 和歌山県  | かつらぎ町 | H26. 1. 1  | 1月から12月まで                                                         |
| 高知県   | 土佐清水市 | H26. 1. 1  | 1月から12月まで                                                         |
| 熊本県   | 御船町   | H22. 4. 1  | 毎年4月から翌年3月まで                                                      |
| 鹿児島県  | 南大隅町  | H25. 4. 1  | 4月1日から3月31日まで                                                     |
| 計     | 42団体  |            |                                                                   |

# 議会改革推進特別委員会説明資料（大西委員）

## ③大学との包括連携協定締結

大学との包括連携協定は、議会と市民の意見交換や市民参画という意味で重要であり、開かれた議会審議の礎になります。市民の代表たる議員が市民と一緒に政策を立案すること、また外部の専門家や学生を巻き込んで民主主義を体現していくことは重要であり、学生インターンの活用（学生は大学で単位をもらえる制度）により議会事務での人材を確保できる。→ あまり議論は必要なく、すぐに実現すべき事項です。

## ①通年議会制度

市長の議会招集権を制限して、議長が機動的に会議を開催できる仕組み。このことにより、議会スケジュールを議会側が決めて、執行機関に対し議会運営の主導権を握る事が出来ます。（議員提案条例制定の簡素化）

## ②常任委員会制度（5→4に再編）

現在の5常任委員会では、委員数を制限することで午後1時からの開催となっています。一方で、関係性の高い部署の一元的議論が制限されており、再編が必要です。総務消防委員会では、消防と危機管理。市民文教委員会では、地域づくりと地域振興、学校と地域。環境厚生委員会では、環境と公衆衛生。というように議論の一元化が可能になります。

## ⑤監査委員条例改正（行政評価を含む）

議会改革における先進事例で、行政評価は最優先課題になっています。決算の認定における行政評価により、予算編成の方向性を決定し、議会が執行機関に対し監視機能を発揮することで、市長に予算を調製させる（市長が好き勝手に予算を調製する訳ではなく、民意を反映させる為の）仕組みを確立しなければなりません。議会は執行機関より上の最高機関としての地位を明確にすることが必要である。

## ④電子議会制度

電子議会とは、単なるペーパーレスだけでなく、電子化により効率性を高め、議会改革の様々な仕組みを円滑に運営し、平時のみならず、有事のBCPで議会の継続機能を高める仕組みとして検討する必要がある。



## 議会改革タイムスケジュール

|                       | 2019年9月 | 2019年12月 | 2020年3月 | 2020年6月 | 2020年9月      | 2020年12月 | 2021年3月 | 2021年6月 |
|-----------------------|---------|----------|---------|---------|--------------|----------|---------|---------|
| 通年議会制度                | 調査・検討   |          |         | 議決・実施   |              |          |         |         |
| 常任委員会制度               | 調査・検討   |          |         | 議決・実施   |              |          |         |         |
| 大学との包括連携協定締結          | 調査・検討   | 議決・実施    |         |         |              |          |         |         |
| 電子議会制度                | 調査・検討   |          |         |         | 内容ごとに随時議決・実施 |          |         |         |
| 監査委員条例改正<br>(行政評価を含む) | 調査・検討   |          |         | 議決・実施   |              |          |         |         |

## PDCAサイクルによる奈良市の行財政改革ビジョン

### ◆PLAN

総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）

### ◆DO

施策・事務事業の企画立案および進捗管理

### ◆CHECK

監査および行政評価【独立機関の監査委員】

### ◆ACT

決算審査（認定）および予算提言（改善）



## 議会と監査委員の連携および情報共有体制の構築

- ◆ 監査委員事務局に行政評価室を設置 → 県との共同設置検討  
(監査室と行政評価室の2室体制にし、決算の監査を厳格化)  
※ 事務局職員は独自採用で執行機関との人事交流を制限する。
- ◆ 議会による行政評価・予算反映を監査委員事務局が支援する
- ◆ 監査委員条例の改正 (定数5に増員、4年の任期制限、事務局)
  - ◎ 識見委員は3人に増員する。議選委員は法定で2人まで。  
(会計検査院OBなど監査経験者を識見委員で代表監査委員に)  
→ 会計検査院との連携および情報共有による厳格監査体制
  - ◎ 任期を4年に制限する事で馴れ合い体質を改善する。
  - ◎ 事務局職員の独自採用・専門職化で監査機能を強化する。

# 奈良市監査委員条例 改正案

## （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

## （監査委員の定数及び議会選出他委員の数）

第2条 監査委員の定数は、5人とし、任期は最長で4年とする。再任は認めない。

2 議会の議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

3 識見を有する者のうちから選任する監査委員は、3人とする。また、そのうちから代表監査委員1人を監査委員の合議により選任し、常勤とする。ただし、特別の理由があるときは、常勤を2人とすることができる。

## （監査専門委員の選任）

第3条 監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が他の監査委員の意見を聴いて、選任する。ただし、監査委員の定数には含まない。

## （監査委員事務局の設置）

第4条 監査委員に事務局を置く。

2 事務局の役職を定め、職員は監査委員の合議により代表監査委員が任免する。

3 事務局職員の定数は、奈良市職員定数条例に定めるところとし、その独立性や専門性に鑑み、採用及び配属においては特別の配慮を必要とし、市の他の部局との人事交流を制限する。ただし、民間を含む監査支援機関等との人事交流は活発に行い、職員の資質向上に努めることとする。

## （包括外部監査及び個別外部監査の契約）

第5条 市長は、包括外部監査及び個別外部監査の契約締結にあたり、監査委員の意見を聴いて、その同意に基づき契約内容を決定する。

2 包括外部監査で外部監査人は、毎年のテーマを監査委員と協議して決定する。

## （行政評価）

第6条 監査委員及び監査専門委員は、行政評価で市民参画型第三者評価を行う。

2 事務局に行政評価を担当する部署を設置し、議会による行政評価を支援する。

## （委任）

第7条 法令又は条例に規定するものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。